

第40回（平成20年度）社会保険労務士試験 受験案内

厚生労働省
全国社会保険労務士会連合会

《 試験の実施要領 》

第40回社会保険労務士試験は、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号。以下「法」という。）第10条第1項及び第10条の2の規定により次のとおり行われます。

●試験日・時間等

試験日	集合時間	試験時間	出題形式	※試験についての注意事項を説明しますので必ず集合時間までに試験室に入室し、着席してください。
平成20年 8月24日(日)	10:00 12:50	10:30～11:50 (80分) 13:10～16:40 (210分)	選択式 択一式	

●受験申込書の受付期間

平成20年 4月14日（月）～平成20年 5月31日（土）

郵送での申込み	○「配達記録郵便」で、全国社会保険労務士会連合会 試験センター（以下「試験センター」という。）へ郵送してください。平成20年 5月31日(土)までの消印があるものに限り受け付けます。
試験センターの窓口での申込み	○試験センターへ直接持参してください。窓口での受付期限は、5月30日(金)17:30までです。 ○受付時間は、9:30～17:30（土日祝日を除く） ※現金の取扱いはいたしません。受験手数料は、あらかじめ郵便局で納付手続をしてください。

注①平成20年 6月1日以降に郵送（提出）された場合は、受け付けできません。

②提出書類に不備がある場合は受け付けられませんので、申込みは早めに行うようにしてください。

●受験票の交付

- 平成20年 8月上旬に試験センターから受験資格を有すると認められた受験申込者に直接郵送します。
- 平成20年 8月8日（金）までに受験票が届かない場合又は受験票の記載事項に誤りがある場合は、平成20年 8月13日（水）までに試験センターへご連絡ください（ご連絡のない場合は、到着し、誤りは、ないものとみなします）。
- 試験センターが受験票等へ記載する漢字は、原則としてJ I S第2水準までの活字を使用します。
- 受験票は大切に保管してください。

●合格者の発表

- 合格発表日 平成20年11月7日（金）
- 合格者には合格証書を郵送するほか、その受験番号を官報に公告します。また、厚生労働省並びに試験センター及び都道府県社会保険労務士会に合格者の受験番号の掲示等を行うとともに、試験センターホームページでの登載を予定しています（公開予定時間9:30）。
- 受験者（途中棄権者、不正者は除く。）には成績等の通知をいたします（合格発表日に発送予定）。届かない場合は、平成20年11月28日（金）までに試験センターへご連絡ください（ご連絡のない場合は、到着したものとみなします）。
- 可否及び成績に関する照会には、その理由の如何を問わず応じられません。

●試験科目（解答に当たり適用すべき法令等は、平成20年 4月11日（金）現在施行のものとします。）

○労働基準法及び労働安全衛生法	○労働者災害補償保険法
○雇用保険法	○労働保険の保険料の徴収等に関する法律
○健康保険法	○厚生年金保険法
○国民年金法	○労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

●受験資格

3・4頁の《受験資格》をご覧ください。

●試験地・試験会場

8・9頁の《平成20年度試験地・試験会場一覧》をご覧ください（試験会場の決定は、受験票で通知します）。なお、試験会場に関する事前照会には応じられません。

●試験科目の一部免除

社会保険労務士法別表第2の免除資格者（6頁参照）に該当する方は、その申請により、当該試験科目の免除が決定された試験科目について試験が免除されます。

●合格の取り消し等

不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその受験を禁止する場合があります。

●受験案内等を入手した際の確認事項

下記の書類5点が揃っているか確認してください。

- ①受験案内
- ②社会保険労務士試験受験申込書・社会保険労務士試験試験科目免除申請書（OCRシート）（以下「受験申込書」という。）
- ③郵便振替用紙（払込取扱票・払込金受領証・郵便振替払込受付証明書の3連式。受験手数料の納付用です。）
- ④実務経験証明書用紙（受験資格、新たに免除申請を行う場合等の免除資格を実務経験で証明する方のみご使用ください。この用紙が複数枚必要となる方は、あらかじめ必要な枚数をコピーしたうえで、作成してください。なお、証明書の様式は、必要項目全てを網羅すればワープロ等で作成しても構いません。）
- ⑤受験申込用封筒（ブルー）

《 受験の申込み 》

●受付期間

平成20年4月14日（月）～平成20年5月31日（土）（郵送申込みは平成20年5月31日消印有効）

●受験手数料及び納付方法

〈受験手数料〉 9,000円（振込手数料は、払込人の負担になります。）

〈納付方法〉 ○受験手数料の納付専用の郵便振替用紙を使用して**必ず郵便局の窓口から納付してください。**
○試験センターでは、現金の取扱いはいたしません。

〈注 意 点〉 ○受験手数料の領収証は、納付手続きをした郵便局が発行する払込金受領証をもって代えさせていただきます。この払込票は入金手続きを行ったことを証明する重要な書類ですので、大切に保管してください。

○入金された受験手数料は、理由の如何を問わず返金いたしません。

●申込方法

下記の①～④（新たに試験科目の免除申請をする方は、①～⑤）の提出書類等をすべてそろえ、郵送または試験センター窓口にて申込みをしてください。なお、提出書類等に不備がある場合は、受け付けられません。

郵送での申込み (平成20年5月31日消印有効)	○専用の封筒(ブルー)に入れ、必ず「配達記録郵便」で、試験センターへ郵送してください。 ○必ず郵便局の窓口から差出し、絶対にポストへ投函しないでください（書類到着に関する照会には応じられません）。 ○手続きの際は、郵便局に備え付けの「配達記録郵便物受領証」を記入のうえ、窓口にお出してください。なお、「配達記録郵便物受領証」の受取人の氏名記入欄は、「試験センター」と記入してください（郵便料金等は、受験申込者によって異なりますので、詳しくは郵便局にお尋ねください）。 ○「配達記録郵便物受領証」の本人控えは大切に保管してください。
試験センターの窓口での申込み (平成20年5月30日まで)	○試験センターへ直接持参してください。窓口での受付期限は、5月30日(金)17:30までです。 ○受付時間は、9:30～17:30（土日祝日は除く。） ○現金の取扱いはいたしませんので、受験手数料は、あらかじめ郵便局窓口で納付手続きをしてください。 ○受験申込みの締切日近くは、大変混み合いますので、早めに手続きをしてください。

〈提出書類と留意点〉

提出書類等に不備がある場合は受け付けられませんので、下記の留意点をよくお読みになり早めに申込みをしてください。なお、受験資格を認めた者について、提出された書類は返却いたしません。

提出書類名	留意点
①受験申込書	10・11頁の記入要領、記入例を参照のうえ、記入してください。
②写 真	1. 裏面に住所・氏名を記入し、受験申込書の所定の欄に貼付してください。 2. 写真の規格 (1)縦5cm、横4cmでふちの無いもの (2)申込み前3か月以内に撮影したもの (3)背景は無地、人物は無帽、正面向、肩から上が写ったもの (4)試験中に眼鏡を着用する方は、眼鏡を着用して撮影したもの ※1 上記の規格にひとつでも合わないもの、不鮮明であったり、顔の部分が小さい場合等は、再提出していただきます。 また、家庭用プリンターを使用したものは不可。カラーコピー、スナップ写真を切り抜いたもの、デジタル画像で画像の粗いもの、コピー用紙に印刷したものは使用できません。 ※2 試験日当日、写真と本人が著しく異なる場合は、本人確認をする場合がありますのであらかじめご了承ください。
③郵便振替払込受付証明書 (お客さま用)	1. 「郵便振替用紙の記入例」を参照のうえ、記入し、あらかじめ送金をお済ませください。 2. 受験手数料は、必ず郵便局の郵便振替受付窓口から送金してください。 3. 必ず「郵便振替払込受付証明書（お客さま用）」を提出してください。 4. 郵便局の受付局日付印の押印の有無を必ず確認してください。押印のないもの、受付局日付印の日付が、平成20年6月1日以降のものは受け付けられません。 5. 「申込書番号記入欄」に受験申込書（OCRシート）の写真貼付欄の左下にある7桁の番号を記入してください。
④受験資格を証明する書類 (以下「受験資格証明書」という。)	1. 3・4頁をご覧ください。 2. 受験資格証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合は、申込み前3か月以内に発行された改姓したこと等を証明する個人事項証明書（戸籍抄本・原本）を添付してください。 3. 外国籍の方で、受験資格証明書に通称名を記載している場合は、必ず外国人登録原票記載事項証明書・原本を添付してください（受験申込書の氏名欄は、本名と通称名（「本名（通称名）」）を記入してください）。
⑤免除資格を証明する書類 (該当者のみ)	6頁の「試験科目の一部免除資格者一覧」の項及び7頁の「試験科目の免除申請」をご覧ください。

《 受験資格 》

●下記の留意事項および受験資格一覧表【表１】、【表２】の留意事項をお読みください。

- ４頁の【表２】に掲げる書面（以下「表２の書面」という。）のうちいずれか１つを所持している方は、表２の書面を受験資格証明書として提出することができます。
- 受験資格証明書の氏名と現在の氏名が相違している場合は、申込み前３か月以内に発行された改姓したこと等を証明する個人事項証明書（戸籍抄本・原本）を添付してください。また、外国籍の方で、受験資格証明書に通称名を記載している場合は、必ず外国人登録原票記載事項証明書・原本を添付してください。
- 実務経験証明書の記載に当たっては、同封の「実務経験証明書用紙」の裏面をご覧ください。
- 受験資格一覧表【表１】に掲げる受験資格のうち、実務経験による受験資格は、受験資格コード「０８」、「０９」、「１１」、「１２」、「１３」をまたがっての従事期間の通算はできません。
また、特定独立行政法人以外の独立行政法人、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人及び国立大学法人における実務経験の期間と公務員として行政事務に従事した期間についても通算できません。
- 職歴を受験資格とする方、免除資格を実務経験で証明する方及び受験資格コード「０５」に該当する方は、試験センターホームページから証明書の様式をダウンロードできますので、ご利用ください。

受験資格一覧表【表１】

受験資格コード	受験資格	受験資格を有することを明らかにすることができる書面（証明書）	証明書に関する留意事項
０１	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わった者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者	次のいずれかとします。 ○卒業証明書又はその写し ○卒業証書の写し ○大学の成績証明書又はその写し	○成績通知書、成績簿等は、証明書ではありませんので受け付けられません。 ○証明書を発行した学校の名称が変更されている場合は、変更前の名称を、廃校になっている場合は、その旨を証明書余白欄に直接記入してください。
０２	上記の大学（短期大学を除く。）において62単位以上を修得した者	○大学の成績証明書又はその写し	
０３	旧高等学校令（大正7年勅令第389号）による高等学校高等科、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学予科又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業し、又は修了した者	次のいずれかとします。 ○卒業証明書若しくは修了証明書又はその写し ○卒業証書の写し	○外国語の証明書の場合は、必ず原文全てに和訳を記入するか、原文を完全に和訳した文書を添付してください。裏面に記載がある場合も同様です。
０４	前記０１又は０３に掲げる学校等以外で、厚生労働大臣が認めた学校等を卒業し又は所定の課程を修了した者（５頁参照）		○証明書の写しをとる場合は、下記の①～③に注意してください。 ①複写機により証明書の全面をコピー（原則A4サイズ、縮小コピー可）してください（欠けている部分がないようにコピーしてください）。 ②印影がはっきりと見えるように濃くコピーしてください。 ③卒業証書等サイズが大きいために、１枚の用紙にコピーすることができない場合は、左記に掲げる証明書を取り寄せてください（２枚に分けて複写したものをテープ等で張り合わせ１枚の用紙に複写しないでください）。
０５	修業年限が２年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上の専修学校の専門課程を修了した者	次のいずれかとします。 ○「専門士」若しくは「高度専門士」の称号が付与されていることを証明する書面又はその写し ○専修学校の専門課程の修業年限が２年以上で、かつ、課程の修了に要する総授業時間数が1,700時間以上であることを証明する書面又はその写し	
０６	社会保険労務士試験以外の国家試験のうち厚生労働大臣が認めた国家試験に合格した者（５頁参照）		
０７	司法試験予備試験、旧法の規定による司法試験の第一次試験、旧司法試験の第一次試験又は高等試験予備試験に合格した者	当該試験に合格したことを証する書面又はその写し	○免許証、任命書、辞令等は受け付けられません。
０８	労働社会保険諸法令の規定に基づいて設立された法人の役員（非常勤の者を除きます。）又は従業者として同法令の実施事務に従事した期間が通算して３年以上になる者	当該勤務先等の事業主、代表者又はこれに代わるべき者が当該事務従事期間を証明する書面	○実務経験を証明する書類は必ず原本を提出してください（写しは不可）。 受験資格コード０８に該当する方 ○労働社会保険諸法令の実施事務の内容を記入してください（ここでいう実施事務は受験資格コード１３に該当する事務とは異なります）。また、証明者の役職印と社判が必要です。
０９	国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及び特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して３年以上になる者 （注）日本郵政公社の役員又は職員として従事した期間と民営化後の従事期間の通算はできません。	原則として当該任命権者が当該事務従事期間を証明する書面	受験資格コード０９に該当する方 ○実務経験を証明する書類は詳細に記入してください（所属部署名、従事事務内容、従事した期間を古い順に記入）。また、証明者の役職印が必要です。 ○自衛官の方は、上記記載内容の他、所属部署ごとに階級を記入してください。

受験資格コード	受験資格	受験資格を有することを明らかにすることができる書面（証明書）	証明書に関する留意事項
1 0	行政書士となる資格を有する者	行政書士となる資格を有することを証する書面又はその写し	○合格証書、証票、会員証のうちいずれかの写しを提出してください。
1 1	社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人又は弁護士若しくは弁護士法人の業務の補助の事務に従事した期間が通算して3年以上になる者	当該社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人又は弁護士若しくは弁護士法人の当該事務従事期間を証明する書面	○実務経験を証明する書類は 必ず原本を提出 してください（写しは不可）。また、証明者の証明印（社判、役職印）が必要です。 ○社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人又は弁護士若しくは弁護士法人の補助者として従事した事務内容について具体的に記入してください。
1 2	労働組合の役員として労働組合の業務に専ら従事（いわゆる「専従」といいます。）した期間が通算して3年以上になる者又は会社その他の法人（法人でない社団又は財団を含み、労働組合を除きます。以下「法人等」といいます。）の役員として労務を担当した期間が通算して3年以上になる者	当該勤務先等の事業主、代表者又はこれに代わるべき者が当該業務従事期間等を証明する書面	○実務経験を証明する書類は 必ず原本を提出 してください（写しは不可）。また、証明者の役職印と社判が必要です。 ○労働組合の専従役員の方は、専従役員であることと、その役職名、専従役員としての業務を具体的に記入してください（兼務では受験資格として認められません）。 ○法人等の役員の方は、労務担当役員であることと、その役職名、労務担当役員としての業務を具体的に記入してください（受験資格コード1 3に該当する事務とは異なります）。
1 3	労働組合の職員又は法人等若しくは事業を営む個人の従業者として労働社会保険諸法令に関する事務（ただし、このうち特別な判断を要しない単純な事務は除かれます。）に従事した期間が通算して3年以上になる者	当該勤務先等の事業主、代表者又はこれに代わるべき者が当該事務従事期間を証明する書面	○実務経験を証明する書類は 必ず原本を提出 してください（写しは不可）。また、証明者の役職印と社判が必要です。 ○実務経験を証明する書類は詳細に記入してください（所属部署名、従事事務内容、従事した期間を古い順に記入）。
1 4	全国社会保険労務士会連合会において、個別の受験資格審査により、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者	次の①～③のすべてが必要です。 ①各種学校又はその他国内外の教育施設等の修了証明書又はその写し ②当該教育施設等における単位修得証明書（修得科目名及び単位数が記載されているもの）又はその写し ③当該教育施設等のカリキュラム等又はその写し（当該教育施設等が発行したもので、修業年限、授業時間数、授業科目数、必要単位数等が記載されているもの）。	○個別審査では、各種学校又はその他国内外の教育施設等の修了者で、当該教育施設等における履修科目の種類、内容等の学習歴を総合的に審査し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力を有するかどうかを判定します。 したがって、教育施設等に在学中の方は、審査の対象から除かれます。 ○外国語の証明書の場合は、必ず原文全てに和訳を記入するか、原文を完全に和訳した文書を添付してください。裏面に記載がある場合も同様です。

※証明書が「開封無効」などと記載された封筒に入っている場合は、受験申込者自身で開封し、証明書のみを提出してください。

【表2】

受験資格コード	対 象	受験資格を有することを明らかにすることができる書面（証明書）	証明書に関する留意事項
1 5	第37回～第39回のいずれかの社会保険労務士試験の受験票を所持している方	○第37回～第39回のいずれかの社会保険労務士試験の 受験票の原本を提出（写し不可） 片面に「第●回（平成●年度）社会保険労務士試験受験票」の標題、その裏面に「お知らせ」が印刷されているものを提出	○第36回試験以前の受験票は使用できません。
	第37回～第39回のいずれかの社会保険労務士試験の 成績（結果）通知書 を所持している方	○第37回～第39回のいずれかの社会保険労務士試験の 成績（結果）通知書の原本を提出（写し不可） 片面に「宛先（住所、氏名）」、その裏面に「第●回（平成●年度）社会保険労務士試験成績（結果）通知書」の標題が印刷されているものを提出	○第36回試験以前の成績（結果）通知書は使用できません。
1 6	社会保険労務士試験 試験科目の一部免除決定通知書を所持している方	○社会保険労務士試験 試験科目の一部免除決定通知書の 写しを提出	○「社会保険労務士試験における免除科目のお知らせ」は使用できません。

※【表2】に掲げる書面の氏名と現在の氏名が相違している場合は、申込み前3か月以内に発行された改姓したこと等を証明する**個人事項証明書（戸籍抄本・原本）**を添付してください（外国籍の方は、外国人登録原票記載事項証明書・原本を添付してください）。

※【表2】に掲げる書面を所持していない方は、3・4頁の【表1】をご覧ください。

○厚生労働大臣が認めた学校等(受験資格コード04関係)

- (1) 保健師学校、同養成所
- (2) 助産師学校、同養成所
- (3) 看護師学校、同養成所（旧甲種看護婦養成所を含むものとし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校の卒業（以下「新高卒」という。）を入学資格とする修業年限3年以上のもの。）看護師学校、同養成所の進学課程（免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は「新高卒」の准看護師を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）旧看護婦養成所（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の卒業を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）※ 准看護師学校、同養成所は該当しないことに注意。（備考）上記の「保健師学校、同養成所」、「助産師学校、同養成所」、「看護師学校、同養成所」、及び「准看護師学校、同養成所」は、それぞれ平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による「保健婦学校、同養成所」、「助産婦学校、同養成所」、「看護婦学校、同養成所」及び「准看護婦学校、同養成所」を含む。
- (4) 保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設
- (5) 栄養士の養成施設
- (6) 理学療法士学校、同養成施設
- (7) 作業療法士学校、同養成施設
- (8) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係る学校、同養成施設（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの又は学校教育法による中学校の卒業を入学資格とする修業年限5年以上のもの。）
- (9) 柔道整復師学校、同養成施設（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
- (10) 診療放射線技師学校、同養成所
- (11) 旧診療エックス線技師学校、同養成所
- (12) 臨床工学技士学校、同養成所
- (13) 臨床検査技師学校、同養成所
- (14) 旧衛生検査技師学校、同養成所
- (15) 視能訓練士学校、同養成所
- (16) 義肢装具士学校、同養成所
- (17) 歯科技工士学校、同養成所
- (18) 歯科衛生士学校、同養成所
- (19) 救急救命士学校、同養成所
- (20) 社会福祉主事の養成機関（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
- (21) 職業能力開発総合大学の長期課程（旧職業能力開発大学の長期課程、旧職業訓練大学の長期課程、長期指導員訓練課程及び長期訓練課程並びに旧中央職業訓練所の長期訓練課程を含む。）
- (22) 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発総合大学校の専門課程（旧職業訓練短期大学校の専門課程、専門訓練課程及び特別高等訓練課程（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）を含む。）
- (23) 大学の別科（修業年限2年以上のもの。）
- (24) 高等学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のもの。）（備考）上記の「特別支援学校」は、平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による「盲学校」、「ろう学校」及び「養護学校」を含む。
- (25) 修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数1,700時間以上の専修学校の専門課程
- (26) 外国における大学等の卒業生（通算修業年数が14年以上となるもの。）
- (27) 旧朝鮮教育令、旧台湾教育令、旧関東州令、在満帝国臣民教育令又は大正10年勅令第328号（旧外地教育令）による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校、師範学校又は中等教員養成所
- (28) 旧図書館職員養成所
- (29) 養護教諭養成機関
- (30) 幼稚園教諭養成機関
- (31) 小学校教員養成機関
- (32) 中学校教員養成機関
- (33) 盲学校教員養成機関
- (34) 旧国立工業教員養成所
- (35) 旧国立養護教諭養成所
- (36) 旧東京美術学校師範科又は本科
- (37) 旧東京音楽学校の本科又は甲種師範科
- (38) 旧高等師範学校又は女子高等師範学校
- (39) 旧東京農業教育専門学校
- (40) 旧師範学校又は青年師範学校
- (41) 旧高等女学校の高等科又は専攻科
- (42) 旧東京盲学校師範部甲種
- (43) 旧東京ろう学校師範部の普通科甲又は技芸科
- (44) 旧臨時教員養成所
- (45) 旧青年学校教員養成所
- (46) 旧実業補修学校教員養成所
- (47) 旧実業学校教員養成所
- (48) 都道府県農業講習所（「新高卒」を入学資格とする修業年限2

年以上のもの。）

- (49) 都道府県林業講習所（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
- (50) 都道府県畜産講習所（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
- (51) 農林水産省（省名変更前の農林省を含む。）の果樹試験場又は野菜・茶業試験場の農業技術研修課程（旧農業技術研究所若しくは旧農業試験場、旧園芸試験場、旧野菜試験場又は旧茶業試験場の農業技術研修課程を含むものとし、「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
- (52) 鯉淵学園本科
- (53) 旧高等農事講習所本科
- (54) 水産大学校
- (55) 旧水産講習所遠洋漁業科、専攻科又は本科
- (56) 旧函館水産専門学校の遠洋漁業科又は専攻科
- (57) 旧鉄道教習所専門部（専門部と同等とみなされる部及び科を含む。）
- (58) 旧日本国有鉄道中央鉄道学園の大学課程（「新高卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの。）
- (59) 海上保安大学校本科
- (60) 海上保安学校灯台科又は本科（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
- (61) 海技大学校本科
- (62) 旧高等商船学校本科又は専科
- (63) 旧商船学校（席上課程及び実習課程を含む。）
- (64) 旧商船高等学校（席上課程及び実習課程を含む。）
- (65) 航空大学校
- (66) 航空保安大学校本科
- (67) 旧航空保安職員研修所本科
- (68) 気象大学校大学部（旧気象庁研修所高等部を含む。）
- (69) 旧中央气象台技術官養成所本科
- (70) 旧高等通信講習所本科又は旧無線電信講習所
- (71) 旧電信協会管理無線電信講習所本科
- (72) 旧無線電信講習所の高等科第3部、普通科第1部又は本科
- (73) 旧通信官吏練習所（旧通信院官吏練習所を含む。）の技術科、行政科又は無線通信科
- (74) 旧日本電信電話公社中央電気通信学園高等部（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
- (75) 旧建設省地理調査所技術員養成所普通科
- (76) 防衛大学校
- (77) 旧陸軍士官学校（旧陸軍航空士官学校を含む。）
- (78) 旧陸軍経理学校
- (79) 旧陸軍造兵廠、旧陸軍航空廠、旧陸軍航空工廠、又は旧陸軍燃料廠の技能者養成所技術員科
- (80) 旧海軍兵学校
- (81) 旧海軍機関学校
- (82) 旧海軍経理学校
- (83) 旧海軍工作所工員養成所（教習所を含む。）の補習科、専習科又は高等科
- (84) 旧海軍技手養成所
- (85) 旧満州開拓義勇隊国立開拓指導員訓練所

○厚生労働大臣が認めた国家試験（受験資格コード06関係）

- (1) 国家公務員採用Ⅰ種及びⅡ種（旧上級（甲種・乙種）及び中級）試験
- (2) 旧青少年矯正職員採用上級（甲種・乙種）試験
- (3) 旧保護観察職員採用上級（甲種・乙種）試験
- (4) 旧国立学校図書専門採用上級（甲種・乙種）及び中級試験
- (5) 旧外務公務員採用Ⅰ種及び上級試験
- (6) 労働基準監督官採用試験
- (7) 航空管制官採用試験
- (8) 司法試験第2次試験
- (9) 公認会計士試験（旧公認会計士第1次・第2次試験を含む。）
- (10) 不動産鑑定士第1次・第2次試験
- (11) 弁理士試験
- (12) 税理士試験
- (13) 旧栄養士試験
- (14) 旧薬剤師規則による薬剤師試験
- (15) 旧獣医試験規則による獣医試験
- (16) 旧電気事業主任技術者資格検定規則による第1種・第2種資格検定試験
- (17) 旧外務書記生試験規則又は旧外務省留学生規則による試験
- (18) 旧専門学校卒業程度検定規程による検定試験
- (19) 旧高等学校高等科学力検定規程による検定試験
- (20) 旧技術士予備試験
- (21) 1級総合無線通信士試験（旧1級無線通信士試験を含む。）
- (22) 1級陸上無線技術士試験（旧1級無線技術士試験を含む。）
- (23) 1級建築士試験
- (24) 旧特種情報処理技術者試験
- (25) 第1種・第2種電気主任技術者試験

《 試験科目の一部免除資格者一覧 》

免除科目		免除資格者
1	労及全 働及衛 基生 準法 働安	① 下記イ参照 ② 国家公務員として労働基準法、労働者災害補償保険法又は労働安全衛生法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ③ 労働保険審査会の委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ④ 労働基準監督官採用試験に合格した者 ⑤ 司法試験に合格した者で労働法を選択した者（旧法の規定による司法試験第2次試験に合格した者で労働法を選択した者を含む。）
2	賃保 働險 者災 害補	① 下記ロ参照（3の①及び4の①に掲げる者に該当する者として雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ② 下記イ参照 ③ 下記ハ参照（3の③及び4の③に掲げる者に該当する者として雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ④ 国家公務員として労働基準法又は労働者災害補償保険法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑤ 労働者災害補償保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑥ 労働保険審査会の委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者
3	雇用 保 險 法	① 下記ロ参照（2の①及び4の①に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ② 下記イ参照 ③ 下記ハ参照（2の③及び4の③に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ④ 国又は地方公共団体の公務員として雇用保険法又は職業安定法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑤ 雇用保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑥ 労働保険審査会の委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者
4	労働する 働の徴 保取 險等 に 関 連	① 下記ロ参照（2の①及び3の①に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び雇用保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ② 下記イ参照 ③ 下記ハ参照（2の③及び3の③に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び雇用保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ④ 国又は地方公共団体の公務員として労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑤ 労働保険審査会の委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑥ 労働保険事務組合の役員（非常勤の者を除く。）又は職員として労働保険事務に従事した期間が通算して10年以上になる者
5	健康 保 險 法	① 下記ロ参照 ② 国又は地方公共団体の公務員として健康保険法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ③ 社会保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ④ 社会保険審査会の委員長及び委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑤ 健康保険組合若しくは健康保険組合連合会の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として健康保険法の実施事務に従事した期間が通算して10年以上になる者
6	厚生 年 金 保 險 法	① 下記ロ参照 ② 下記イ参照（7の②に掲げる者に該当する者として国民年金法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ③ 下記ハ参照（7の③に掲げる者に該当する者として国民年金法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ④ 国又は地方公共団体の公務員として厚生年金保険法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑤ 社会保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑥ 社会保険審査会の委員長及び委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑦ 厚生年金基金若しくは企業年金連合会（旧厚生年金基金連合会）の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として厚生年金保険法の実施事務に従事した期間が通算して10年以上になる者
7	国民 年 金 法	① 下記ロ参照 ② 下記イ参照（6の②に掲げる者に該当する者として厚生年金保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ③ 下記ハ参照（6の③に掲げる者に該当する者として厚生年金保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ④ 国又は地方公共団体の公務員として国民年金法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑤ 社会保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑥ 社会保険審査会の委員長及び委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑦ 国民年金基金、厚生年金基金若しくは企業年金連合会（旧厚生年金基金連合会）又は共済組合、若しくは共済組合連合会の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として公的年金各法の実施事務に従事した期間が通算して10年以上になる者
8	労他社 務の会 管一保 理働般 險及に 常常 識識	① 下記ハ参照 ② 国又は地方公共団体の公務員として厚生労働省の所掌事務に属する行政事務に従事した期間、厚生労働大臣が所管する特定独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間及び特定地方独立行政法人の役員又は職員として厚生労働省の所掌事務に属する行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して10年以上になる者

イ 国又は地方公共団体の公務員として法別表1に掲げる労働諸法令（別表第1第1号から第20号の20までに掲げる法律及びこれらの法律に基づく命令並びに行政不服審査法（同表第1号から第20号の20までに掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令に係る不服申立ての場合に限る。）をいう。）の施行事務に従事した期間が通算して15年以上になる者

ロ 国又は地方公共団体の公務員として法別表1に掲げる社会保険諸法令（別表第1第21号から第31号までに掲げる法律及びこれらの法律に基づく命令並びに行政不服審査法（同表第21号から第31号までに掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令に係る不服申立ての場合に限る。）をいう。）の施行事務に従事した期間が通算して15年以上になる者

ハ 労働若しくは社会保険に関する法令に関する厚生労働省令で定める事務（以下「労働社会保険法令事務」という。）を行う厚生労働大臣が指定する団体の役員若しくは従業者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して15年以上になる者又は社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の補助者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して15年以上になる者で、厚生労働省令で定める基準に適合するものとして厚生労働大臣が指定した全国社会保険労務士会連合会が行う講習を修了したもの

《 試験科目の免除申請 》

●試験科目の一部免除

社会保険労務士法別表第2の免除資格者（6頁参照）に該当する方は、その申請により、当該試験科目の免除が決定された試験科目について試験が免除されます。

●試験科目の免除申請の方法

社会保険労務士試験試験科目免除申請書は受験申込書と同一の用紙（OCRシート）となっています。試験科目の免除を申請する方は下記の留意事項をお読みになり、受験の申込みと同時に免除申請をしてください。

※免除申請の結果の通知は、平成20年8月上旬に受験票とは別便で郵送します。平成20年8月6日（水）までに届かない場合は、平成20年8月8日（金）までに試験センターへご連絡ください（ご連絡のない場合は、到着したものとみなします）。なお、審査の結果、申請科目の全部又は一部が免除資格に該当しない場合であっても、**受験資格がある場合は、受験申込みの取り消し及び受験手数料の返金はできませんので、あらかじめご了承ください。**

●試験科目の免除申請に関する留意事項

<既に免除決定を受けている場合>	①旧厚生省、旧労働省及び全国社会保険労務士会連合会からの免除決定通知書に付されている番号（免除決定通知書番号）を受験申込書の「既に免除決定を受けている者の記入欄」の該当科目の免除決定通知書番号欄に記入してください。 ②免除資格を証明する書類は必要ありません。ただし、受験資格を証明する書類は提出する必要があります。 （既に免除決定を受けた試験科目が失業保険法である場合には雇用保険法、健康保険法及び日雇労働者健康保険法である場合には健康保険法、国民年金法及び通算年金通則法である場合には国民年金法、労働及び社会保険に関する一般常識である場合には労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識の各該当欄に免除決定通知書番号を記入してください。）
<新たに免除申請を行う場合>	①受験申込書の「新たに免除申請を行う者の記入欄」の免除を申請する試験科目のチェック欄にレ点を記入し、免除資格に該当する事由を記入してください。 ②受験資格証明書とは別に免除資格を証明する書類が必要です。なお、受験資格と免除資格を証明する書類が同じ場合であっても、受験資格証明用として1部、免除資格証明用として1部、計2部の証明書が必要です（実務経験の場合は、それぞれ原本で提出してください）。 ※実務経験証明書が複数ページになる場合は、各ページに証明印を押すか、あるいは、証明書の左側を2ヶ所ホチキスで留め、ページとページの間すべてに証明者の割印を押印してください。 ③免除資格を実務経験により証明する場合は、所属部署名・従事した事務内容・従事期間を古い順に詳しく記入してください。 （注）○所属部署名は、部・課・係名まで記入してください。 （～事務所△△部□□課○○係） ○従事した事務内容は、単に「○○法の施行事務」、「△△保険に関する事務全般」、「労働保険事務一式」と記入せず、「○○保険の適用に関する事務」、「△△年金の裁定請求審査」、「事業所の臨検監督業務」等その内容を具体的に必ず記入してください。 ○従事期間は、所属部署ごとに記入してください。 （平成○年□月～平成□年○月（○年△か月）） ○証明者は任命権者（例えば、社会保険事務所勤務の場合は、地方社会保険事務局長、公共職業安定所・労働基準監督署勤務の場合は、都道府県労働局長、健康保険組合、厚生年金基金の場合は、理事長）になります。 ④全国社会保険労務士会連合会が行う試験科目免除指定講習の修了により免除資格を証明する場合は、受験資格証明書とは別に、「講習修了証の写し」と「実務経験を証明する書面」（記入内容については上記③と同様）が必要です。
<既に免除決定を受けている科目がある方で、今回新たな科目を追加申請する場合>	①既に免除決定を受けている科目については、受験申込書の「既に免除決定を受けている者の記入欄」の該当科目の欄に免除決定通知書番号を、新たに免除申請する科目については、受験申込書の「新たに免除申請を行う者の記入欄」の該当する科目のチェック欄にレ点を記入し、免除資格に該当する事由を記入してください。 ②免除資格を証明する書類については、<新たに免除申請を行う場合>の項の②、③、④と同様です。

◎既に免除決定を受けている科目の変更はできません。

◎既に免除決定を受けている科目がある方で「免除決定通知書番号」が不明な方は、別途「開示請求手続（有料）」が必要です。この場合は、試験センターへお問い合わせください。

《 平成20年度試験地・試験会場一覧 》

●試験地・試験会場についての注意事項

- 1 希望試験会場の受付は申込みの受付順になります。なお、各会場の収容人数に制限がありますので、定員に達した場合にはご希望に添えないことがあります。この場合は、試験センターが指定する試験会場になりますのであらかじめご了承ください。また、試験会場は、都合により変更する場合がありますのであらかじめご了承ください（この一覧に記載のある会場であっても希望者数が少ない場合などは使用しないこともあります）。
- 2 首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の会場は、他の地域と比べて受験希望者数が多いため、受付開始日当日に速やかに受験申込み手続をされた場合であっても、特定の会場に希望が集中し、ご希望に添えない可能性が高いので、あらかじめご了承ください。よって、「試験地」がご希望の試験地と異なり、他の都県になる場合があります。
- 3 各会場の収容予定人数は、急遽、会場施設の保全・改修工事等の都合により変動するため、あらかじめご案内することができません。特に「東京都」の試験会場については、収容予定人数の変動が大きい場合があります。よって、受付開始日当日に速やかに受験申込み手続をされた場合であっても、特定の会場に希望が集中し、必ずしもご希望の会場とならない場合があります。
- 4 受験申込者数及び会場収容人数の変動によっては、この一覧に記載のない会場となる場合もあります。
- 5 実際に試験を受ける会場は、平成20年8月上旬に郵送する受験票に記載してお知らせいたします。試験会場に関する事前の照会には応じられません。
- 6 試験会場への直接のお問い合わせは絶対に行わないでください。
- 7 試験会場への来場は、公共交通機関を利用してください（バス等の所要時間は、あくまでも目安ですので、試験日は余裕をもってお出かけください）。
- 8 自家用車での来場はご遠慮ください（全試験会場とも駐車場がある場合でも駐車はできません）。
- 9 冷房設備は全試験会場にあります。
- 10 受験申込書提出後、住所の変更等やむを得ない理由により試験地を変更しようとする場合は、平成20年7月4日(金)17:30までに、あらかじめ試験センターへお問い合わせください。
ただし、平成20年7月4日(金)17:30以降の変更は一切認められません。
- 11 試験日の試験会場への入場時刻は、9:00からです。この時間より早く来場されても入場できませんのでご注意ください。

試験地	試験会場コード	試験会場名	所在地	交通機関（平成20年3月現在）
北海道	01	札幌コンベンションセンター	札幌市白石区 東札幌6条1丁目1-1	○札幌市営地下鉄東西線「東札幌駅」下車1番出口から徒歩約8分 ○JR札幌駅からJRバス約18分「札幌コンベンションセンター」下車
宮城県	02	夢メッセみやぎ	仙台市宮城野区 港3丁目1-7	○JR仙石線「多賀城駅」下車バス約15分 （このバスは、試験日のみの特別運行です。集合時間、試験終了時間にあわせて運行します。）
群馬県	03	共愛学園 前橋国際大学	前橋市小屋原町 1154-4	○JR両毛線「駒形駅」下車徒歩約10分
	04	共愛学園 高等学校	前橋市小屋原町 1115-3	○JR両毛線「駒形駅」下車徒歩約10分
埼玉県	05	獨協大学	草加市学園町1-1	○東武伊勢崎線「松原団地駅」下車徒歩約5分
千葉県	06	千葉商科大学	市川市国府台 1-3-1	○JR総武線「市川駅」、北総開発鉄道「矢切駅」下車徒歩約20分、京成線「国府台駅」下車徒歩約10分 ○JR総武線「市川駅」、北総開発鉄道「矢切駅」から京成バス約10分、JR常磐線「松戸駅」から京成バス約20分、「和洋女子大前」下車徒歩約3分
東京都	07	東京流通センター (TRC)	大田区平和島 6-1-1	○東京モノレール「流通センター駅」下車 ○京浜急行「平和島駅」下車徒歩約20分 ○JR大森駅東口5・7・9番乗場から京浜急行バス約12分「流通センター前」下車
	08	東京都立産業貿易センター 台東館	台東区花川戸 2-6-5	○東武伊勢崎線「浅草駅」下車徒歩約5分 ○東京メトロ銀座線「浅草駅」下車徒歩約5分 ○都営地下鉄浅草線「浅草駅」下車徒歩約8分
	09	明治学院大学 白金キャンパス (高等学校を含む)	港区白金台1-2-37	○JR線「品川駅」、「目黒駅」から都営バス「明治学院前」下車 ○東京メトロ南北線、都営地下鉄三田線「白金台駅」、「白金高輪駅」、都営地下鉄浅草線「高輪台駅」下車徒歩約7分

試験地	試験会場 コード	試験会場名	所在地	交通機関（平成20年3月現在）
東京都	1 0	成蹊大学	武蔵野市吉祥寺 北町3-3-1	○JR中央線、総武線、京王井の頭線「吉祥寺駅」下車徒歩約15分 ○吉祥寺駅北口から関東バス約8分「成蹊学園前」下車
	1 1	首都大学東京 南大沢キャンパス	八王子市南大沢 1-1	○京王相模原線「南大沢駅」下車徒歩約5分
	※東京都の会場をご希望の場合は、特に「●試験地・試験会場についての注意事項2・3・4」にご留意ください。			
神奈川県	1 2	パシフィコ横浜 展示ホール	横浜市西区 みなとみらい1-1-1	○JR京浜東北線「桜木町駅」下車徒歩約15分 ○横浜市営地下鉄「桜木町駅」下車徒歩約20分 ○横浜高速鉄道みなとみらい線「みなとみらい駅」下車徒歩約5分
石川県	1 3	石川医療技術専門 学校	金沢市堀川新町 7-1	○JR北陸本線「金沢駅」下車、東口から徒歩約5分
静岡県	1 4	ツインメッセ静岡	静岡市駿河区曲金 3-1-10	○JR静岡駅北口13番線（エクセルワールドビル前）又は新静岡 センター5番線から静鉄バス「登呂コープタウン」行き約15 分「南郵便局ツインメッセ前」下車 ○静鉄電車「春日町駅」下車徒歩約15分
愛知県	1 5	名城大学 天白キャンパス	名古屋市天白区 塩釜口1-501	○名古屋市営地下鉄鶴舞線「塩釜口駅」下車徒歩約10分
京都府	1 6	同志社大学 今出川校舎	京都市上京区 今出川通烏丸東入 る	○京都市営地下鉄烏丸線「今出川駅」下車「南出口・出口3」 から徒歩約1分 ○京阪電鉄「出町柳駅」下車徒歩約15分 ○市バス「烏丸今出川」下車徒歩約2分
	1 7	同志社大学 新町校舎	京都市上京区 新町通今出川上る	○京都市営地下鉄烏丸線「今出川駅」下車「南出口・出口4」 から徒歩約10分 ○市バス「上京区総合庁舎前」下車徒歩約3分
大阪府	1 8	関西大学 千里山キャンパス	吹田市山手町 3-3-35	○阪急電鉄千里線「関大前駅」下車徒歩約5分
	1 9	桃山学院大学	和泉市まなび野 1-1	○泉北高速鉄道「和泉中央駅」下車徒歩約15分
兵庫県	2 0	神戸ファッション マート	神戸市東灘区 向洋町中6-9	○六甲ライナー「アイランドセンター駅」下車徒歩約8分
	2 1	神戸国際展示場 1号館	神戸市中央区 港島中町6-11-1	○神戸新交通ポートライナー「P06市民広場駅」下車
岡山県	2 2	岡山商科大学	岡山市津島京町 2丁目10-1	○JR岡山駅東口から岡電バス（7番のりば）「津高営業所」行 き（約8分間隔）「岡山商大前」下車
広島県	2 3	広島工業大学	広島市佐伯区 三宅2-1-1	○広島電鉄宮島線「楽々園」下車徒歩約15分 ○広電バス 五日市駅南口発「楽々園」経由「東観音台団地」、 「湯来温泉」方面行き「広島工大入口」下車徒歩約3分
香川県	2 4	高松大学	高松市春日町960	○コトデン志度線「春日川駅」下車徒歩約20分 ○JR高徳線「木太町駅」下車徒歩約15分
	2 5	英明高等学校	高松市亀岡町1-10	○JR高徳線「栗林公園北口駅」下車徒歩約5分 ○コトデン「瓦町駅」下車徒歩約20分
福岡県	2 6	九州産業大学	福岡市東区松香台 2-3-1	○JR鹿児島本線「九産大前駅」下車徒歩約10分 ○天神バスセンター（1番のりば）から西鉄バス都市高速「赤 間」行き約30分「産業大学南口」下車徒歩約3分
	2 7	九州国際大学	北九州市八幡東区 平野1-6-1	○JR鹿児島本線「八幡駅」下車徒歩約10分
熊本県	2 8	熊本大学	熊本市黒髪2-40-1	○JR熊本駅又は熊本交通センターから熊本市営バス「楠団地」、 「竜田口駅」行き又は産交バス「大津（三里木、陣内経由）」、 「武蔵ヶ丘（子飼、二里木経由）」行き約20分「熊本大学前」 下車徒歩約2分
沖縄県	2 9	沖縄都ホテル	那覇市松川40番地	○那覇バスで「沖縄都ホテル前」下車

《「受験申込書」の記入要領》

●記入上の注意点

- 1 この用紙は、機械で処理しますので、破いたり、汚したりしないでください。また、送付するときに、折り目を変えないでください。
- 2 黒のボールペンを使用して楷書で記入してください（鉛筆、万年筆、水性サインペンは使用しないでください）。
- 3 受験申込書の記入例（11頁）を参照のうえ、各枠に収まる程度の大きさを丁寧に記入してください。
- 4 訂正する場合は二重線で消し、次の枠に書き直してください（修正液は使用しないでください）。
- 5 受験申込書中段の⑫、⑬は試験科目の免除を申請する方のみ記入してください。
- ① 希望試験地は、8・9頁の試験地・試験会場一覧から希望する試験地（都道府県名）ひとつを漢字・左詰で記入してください。
- ② 希望試験会場コードは、8・9頁の試験地・試験会場一覧を参照し、試験会場コード2桁を記入してください（試験地ひとつに対し試験会場がひとつしかない場合でも必ず記入してください）。試験会場コードの記載がない場合は、試験会場の希望がないものとして、試験センターの指定した試験会場とさせていただきます。
- ③ 氏名（漢字）は、姓と名の間を、1字あけ、戸籍どおりの漢字・仮名で記入してください。氏名カタカナは、濁音・半濁音・長音がある場合は、それぞれ1文字として記入してください（例：¹レ²ゴ³ウ⁴イ⁵ ⁶キ⁷ヨ⁸コ⁹＝11文字）。ヤユヨなどは小文字ではなく大文字「ヤユヨ」で記入。
- ④ 郵便番号は、7桁全部を記入してください。
- ⑤ 電話番号は、受験申込書類等に不備があった場合、試験センターからの通知文書が送達できない場合の照会の際に使用しますので、昼間、確実に連絡のとれる電話番号を、左詰で必ず記入してください。
- ⑥ 住所は、必ず、都道府県名から記入し、番地等の数字が2桁以上の場合は、1マスに1桁として記入してください。濁音・半濁音・長音がある場合は、1文字として記入してください（例：パー¹ク²ヒルズ³＝6文字）。
- ⑦ 生年月日は、西暦の4桁を記入し、月日が1桁の場合は、0を付し2桁にして記入してください（例：昭和25年1月1日→1950 01 01）。（生年の西暦は、下記の西暦早見表を参照してください。）
- ⑧ 年齢は、平成20年5月末日現在のものを記入してください。
- ⑨ 性別は、該当する欄にレ点を記入してください。
- ⑩ 受験資格コードは、3・4頁の表1、表2を参照し、該当するコード番号2桁を、必ず記入してください。
- ⑪ 受験資格証明書を、第37回～第39回のいずれかの社会保険労務士試験の受験票又は成績（結果）通知書で提出する方は、当該受験票又は成績（結果）通知書に記載されている試験の回次、受験番号を記入してください（第36回試験以前の受験票又は成績（結果）通知書は使用できません）。
- ⑫ 特別措置コードは、特別な措置を必要としない方は、「00」を記入してください。受験に際し、特別の措置を希望する方は、12頁の特別措置コード表を参照し、該当するコード番号2桁を記入してください。なお、未記入の場合は、「00」とみなし特別の措置ができません。
- ⑬ 既に免除決定を受けている方が、免除決定通知書番号を記入する欄です。免除決定通知書番号が6桁の場合は、必ず、右詰で記入してください（免除決定通知書番号とは、旧厚生省、旧労働省及び全国社会保険労務士会連合会からの免除決定通知書に付されている番号であり、連合会が実施している免除指定講習修了証の番号ではありません）。
- ⑭ 新たに免除申請を行う方が記入する欄です。免除を申請する試験科目のチェック欄にレ点を記入し、免除資格事由欄にその事由を記入してください。
- ⑮ 試験科目の免除申請をしない方は、「社会保険労務士の試験科目について試験の免除を受けたいので申請します。」を二重線で消してください。（例：社会保険労務士の試験科目について試験の免除を受けたいので申請します。）
- ⑯ 記名押印又は署名を必ず行ってください。記名押印又は署名は、③氏名（漢字）と同一の文字で記載してください。（氏名についてゴム印等を使用する場合は、押印が必要です。署名の場合は、押印の必要はありません。）
- ⑰ 写真は、縦5 cm、横4 cmのふちの無いもので申込み前3か月以内に撮影した背景無地、無帽、正面向、肩から上¹が写ったものとし、裏面に住所・氏名を記入した上で所定の欄に貼付してください（家庭用プリンターを使用したものは不可。カラーコピー、スナップ写真を切り抜いたもの、デジタル画像で画像の粗いもの、不鮮明であったり、顔の部分が小さいものは不可。ヘッドホン・イヤホンの着用不可。）。また、試験中に眼鏡を着用する方は、眼鏡を着用した写真を貼付してください。

《西暦早見表（抜粋）》

和暦	西暦	和暦	西暦	和暦	西暦	和暦	西暦	和暦	西暦	和暦	西暦	和暦	西暦
大正15、昭和元	1926	昭和10	1935	昭和19	1944	昭和28	1953	昭和37	1962	昭和46	1971	昭和55	1980
昭和 2	1927	11	1936	20	1945	29	1954	38	1963	47	1972	56	1981
3	1928	12	1937	21	1946	30	1955	39	1964	48	1973	57	1982
4	1929	13	1938	22	1947	31	1956	40	1965	49	1974	58	1983
5	1930	14	1939	23	1948	32	1957	41	1966	50	1975	59	1984
6	1931	15	1940	24	1949	33	1958	42	1967	51	1976	60	1985
7	1932	16	1941	25	1950	34	1959	43	1968	52	1977	61	1986
8	1933	17	1942	26	1951	35	1960	44	1969	53	1978	62	1987
9	1934	18	1943	27	1952	36	1961	45	1970	54	1979	63	1988

《 受験申込書の記入例 》

氏名（カタカナ）欄の濁音・半濁音・長音はそれぞれ1文字として記入してください。
また、「ャ ュ ョ」などは小文字ではなく、大文字「ヤユヨ」で記入してください。

住所欄の濁音・半濁音・長音は、1文字として記入してください。

(例：パークヒルズ^{1 2 3 4 5 6}= 6 文字)

また、「ヤ」や「ユ」などは小文字ではなく、大文字「ヤ」「ユ」で記入してください。

(例：パークヒルズ)

①

社会保険労務士試験受験申込書
社会保険労務士試験試験科目免除申請書

希望試験地 東京都 希望試験会場コード 08

氏名(カタカナ) レンコウカイキョウコ
氏名(漢字) 連合会京子
郵便番号 103-8347 自宅・勤務先電話番号 03-1111-1111
住所 東京都中央区日本橋本石町9-9-99
パークビルズ5-2020
生年月日 1950年01月01日 年齢 58 性別 男女
受験資格コード 15 特別措置コード 00
自宅・勤務先電話番号には、申込者本人と直接連絡の取れる場所の電話番号を記入して下さい。この欄は不偏照会のために使用するものであって、他には使用しません。

既に免除決定を受けている者の記入欄
※既に受けた免除決定通知書番号を記入すること。
既に免除決定を受けた試験科目 免除決定通知書番号
労働基準法及び労働安全衛生法
労働者災害補償保険法
雇用保険法
労働保険の保険料の徴収等に関する法律
健康保険法
厚生年金保険法
国民年金法
労働管理その他の労働及び社会保障に関する一般常識

新たに免除申請を行う者の記入欄
※チェック欄に印を記入すること。
免除を申請する試験科目
労働基準法及び労働安全衛生法
労働者災害補償保険法
雇用保険法
労働保険の保険料の徴収等に関する法律
健康保険法
厚生年金保険法
国民年金法
労働管理その他の労働及び社会保障に関する一般常識

受験資格を証明する書類として「受験票」又は「成績（結果）通知書」を提出する方の記入欄
今回提出する「受験票」又は「成績（結果）通知書」に記載されている試験の回次、受験番号を記入して下さい。
回数 第39回
受験番号 987654321
免除申請事由
公務員として労働諸法令に関する施行事務15年

私は、上記により社会保険労務士試験を受けたいので申し込みます。
平成20年5月1日
記名押印又は署名
厚生労働大臣試験事務実施機関 殿
全国社会保険労務士会連合会長
氏名 連合会京子

(写真貼付欄)
1. 受験の申込み後3か月以内に撮影した顔写真、正面向き、白背景のもの
2. 顔写真の上部に「社会保険労務士試験」と記載し、下部に「〇〇〇〇〇〇」として受験番号を記入したもの
3. 試験を受ける試験場を使用する場合、必ず試験場の指定された用紙に貼るものとする

試験中に使用する方着用のヘッドホンの着用

この欄は、記入しないでください。

下記は記入しないで下さい。

申込書番号 1234567

OCRシート 受験資格書類 写真 振替納付書 申込書番号

なし 不備 審査済

記入上の注意事項
1. 下の記入例を参考にして枠内に楷書で大きく、はっきりと記入して下さい。
2. この用紙は直接機械処理しますので汚したり、破いたりしないで下さい。
3. この用紙はコピーをとって使用することはできません。

年 2008 試験実施回数 40

記入例 12345678901234

試験中に眼鏡を着用する方は眼鏡を着用した写真です。ヘッドホン、イヤホンの着用不可。

⑮ 試験科目の免除申請をしない方は、「社会保険労務士試験の試験科目について試験の免除を受けたので申請します。」を二重線で消してください。

試験科目の免除申請をする方（既に免除決定を受けている方を含む。）は、上の行、下の行のいずれも消す必要はありません。

※郵便振替用紙の申込書番号記入欄（２ヵ所）
にこの番号を記入してください。（書類等の
不備照会の際に使用します。）

※印刷の都合上、記入例の色と現物の色とは
異なります。

《 特別の措置 》

- 身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状況により必要の措置を受けられることがあります。受験に際し、特別の措置を希望する方は、「特別措置申請書」の提出の他に下記の特別措置コード表の区分に応じて医師の診断書、障害者手帳の写し又は母子手帳の写し等の提出が必要となりますので、申込みに先立って試験センターへご連絡ください。過去に特別措置の申請をした方で、今回の申込みに際して特別の措置を希望する方も同様です。
- 特別の措置は、必ずしもご希望どおりの措置ができることをお約束するものではありません。
- 特別の措置を希望する方は、試験センターが指定する会場となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 全盲等視力障害のため点字による試験を希望される方は、申込みに先立って試験センターへご連絡ください。
- 補聴器、ルーペ等を使用する方、集合時間から試験時間中に服薬等が不可欠な方なども特別措置の申請が必要です。
- 申込後、特別措置の状態に該当することとなった場合でも、この取扱いができないことがありますので、あらかじめご了承ください。

特別措置コード表	コード	区 分
	0 1	視覚に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する
	0 2	聴覚に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する
	0 3	上肢に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する
	0 4	下肢に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する
	0 9	上記01～04以外で、受験に際し特別の措置を希望する（妊娠中等）。あるいは01～04の複数に該当する場合で、受験に際し特別の措置を希望する

※受験に際し、特別の措置を希望する方は上記の「01～09」のうち該当するコードを受験申込書に必ずご記入ください。

《 注意事項等 》

●試験当日の注意事項

- 受験票を必ず持参してください（試験室の担当者の指示に従い、机上へ置いてください）。
- 試験についての注意事項を説明しますので必ず1頁に記載の集合時間までに試験室に入室し、着席してください。
なお、遅刻者は試験を受けることができません。
- 不正行為等の防止の観点から携帯電話・PHS等の通信機器類、計算機能のついた腕時計などの試験会場への持ち込みは、その用途を問わず禁止します。また、一時的に預かることもいたしません。
- 試験室に時計はありません。ある場合でも正確な時刻とは限りませんので、必ず腕時計（計算機能がなく、音のしないもの）を持参してください。
- 試験中に火災・地震等の緊急を要する事態が発生した場合、試験室の担当者の指示に従い行動してください。

●届出事項の変更について

- 申込書提出後、住所の変更等やむを得ない理由により試験地を変更しようとする場合は、平成20年7月4日(金)17:30までに、あらかじめ試験センターへお問い合わせください。ただし、平成20年7月4日(金)17:30以降の変更は一切認められません。
- 申込後、住所を変更される場合は、速やかに試験センターへご連絡ください（試験日以降は平成20年10月17日(金)まで）。この日までにご連絡がないと、成績（結果）通知書、合格証書が届けられない場合があります。
- 申込書提出後、改姓した場合は、改姓したことを証明する個人事項証明書（戸籍抄本・原本）の提出が必要です。速やかに試験センターへご連絡ください（試験日以降は平成20年10月17日(金)まで）。

●個人情報の取扱いについて

- 試験センターは、申込みの際に取得した申込者の個人情報の保護に努めます。
ただし、「合格者の個人情報」については、社会保険労務士の登録申請に必要な書類を送付するために使用します。
また、住所地の都道府県社会保険労務士会に提供する場合があります。

●受験申込書請求先、受験申込書提出先及び受験に関する問い合わせ

◎全国社会保険労務士会連合会 試験センター

- 所在地 〒103-8347 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館5階
- 電 話 0120-17-4864 受付時間＝9:30～17:30（土日祝日は除く。携帯電話・PHSからは通話できません。）
- FAX 03-6225-4883 受付時間＝24時間：連絡先を明記してください。
- 試験センターホームページ＝<http://www.sharosi-siken.or.jp>
（公開情報の更新作業やサーバー機器保守・アクセス集中により、一時的に閲覧できない場合があります。）